

出荷制限指示後の管理の考え方

ヤマメ（養殖を除く。以下、同じ。）、イワナ（養殖を除く。以下、同じ。）及びウグイの出荷管理については、福島県内水面漁業協同組合連合会及び関係漁業協同組合と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 採捕者対策

県は、関係漁業協同組合及び関係市町村に対し、ヤマメについて出荷制限が指示された檜原湖、小野川湖、秋元湖及び猪苗代湖並びにこれらの湖に流入する河川（酸川にあっては、支流に限る。）及び日橋川のうち金川発電所より上流（支流を含む。）、ウグイについて出荷制限が指示された檜原湖、小野川湖、秋元湖及び猪苗代湖並びにこれらの湖に流入する河川（酸川（支流を含む。）を除く。）及び日橋川のうち金川発電所より上流（支流を含む。）、イワナについて出荷制限が指示された秋元湖、小野川湖、檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川（酸川との合流地点から上流の部分に限る。）及び酸川（支流に限る。）並びに日橋川のうち金川発電所の下流（支流を含む。ただし、湯川については東山ダム下流に限る。）及び只見川のうち本名ダム下流（支流を含む。）においては、①所属組合員にヤマメ、イワナ及びウグイを採捕しないよう周知すること、②遊漁券の販売にあたって、また既に年券を購入した遊漁者に対して、ヤマメ、イワナ及びウグイを採捕しないよう周知すること、③監視員による巡回指導を行うことを文書等により指導するとともに、ホームページ等により当該河川及び湖で、ヤマメ、イワナ及びウグイを採捕しないよう広く周知を図る。

2 流通対策

県は、関係事業者等に対し、出荷制限が指示されているヤマメ、イワナ及びウグイを扱わないこと、産地等を確認の上、適切な表示により、流通させることを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。

3 今後の検査方針

阿賀川及び阿賀川に流入する河川（支流を含む。）並びに湖沼については、引き続き速やかに河川・湖沼毎にイワナ、ヤマメ、ウグイの検査を複数検体実施し、実態を把握することにより安全性の確保に努める。

特に昨年100Bq/kgを超えるこれらの魚種が確認された水域については、早急に検査を実施する。